

# わかりやすいマフラー新制度のハナシ

2010年4月1日から

交換用マフラーの新しい認証制度がスタートします。

★これだけ押さえておけば安心、ポイントはここ！★

## 国産車の場合

新制度の対象は  
2010年4月1日以降に  
**生産**された車両のみ！

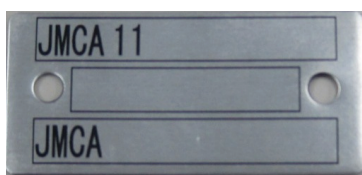
施行日より前に「**生産**」された車両は  
新制度の対象になりません。  
2010年4月1日以降に購入した車両  
でも、**製造日**が2010年4月1日より  
前の車両であれば**従来の車検対応交換  
用マフラー**が使用可能です。

## 輸入車・逆輸入車の場合

新制度の対象は  
2010年4月1日以降に  
**通関**された車両のみ！

施行日より前に「**通関**」された車両は  
新制度の対象になりません。  
2010年4月1日以降に購入した車両  
でも、**通関日**が2010年4月1日より  
前の車両であれば**従来の車検対応交換  
用マフラー**が使用可能です。

## 新規制対象車両に装着可能なマフラーはコレだ！



### 公的認証試験済みの新認証表示プレート

←このプレートが付いていれば新規制適合の目印。  
安心して公道での使用ができ、もちろん車検もOK！

※アールズギア製品で代表的な車種のマフラー(CB1300SF、FZ-1、DAEG用など)は**既存品の仕様のまま  
すでにJMCAが行った事前試験をクリアしています**。従って、新規制施行後対象モデルでもこれまでと  
同様に官能的なワイバンスoundをお楽しみいただけます。  
(新規制施行後は新認証プレートがついた商品を別途リリースしていきます。)

- ・対象となる規制は車検証の記載事項で確認ができます。(「平成22年騒音規制車」と記載されます。)
- ・上記の新認証プレートが付いていない交換用マフラーを新規制対象車両に装着している場合は、すべて「**違法マフラー**」とみなされます。
- ・車両型式が同じでも従来のJMCA認定マフラーは新規制対象車両には使用できません。

「一応リクツはわかったけど…、自分のバイクはどの規制が対象になってるんだろう…？」

## 確認の方法は簡単、車検証をチェック！

あなたのオートバイの車検証をご覧ください。

車検証の備考欄(車検証の最下部)に「平成22年騒音規制車」と記載されている場合は新規制対象  
車両です。マフラー交換をお考えの場合は上記の新認証プレートを目印に、新規制に適合した交換用  
マフラーをお選びください。

※新規制のさらに詳しい内容については、国土交通省、JMCA等にお問い合わせください。